

こっとな

たんきにゆうしょじぎょう  
—短期入所事業—

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

～いたわりとやさしさ～

しゃかいふくしほうじん わかたけかい  
社会福祉法人 若竹会

につちゆう しえん がたきようどうせいかつ えんじょ じぎょうしょ  
日中サービス支援型共同生活援助事業所

こっとな

みやこしききくわがさきだい ちわり ばんち  
宮古市崎鋤ヶ崎第4地割1番地6

「日中 サービス支援型 共同 生活援助事業所こっとん」  
短期入所事業 重要事項説明書

短期入所事業のサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業

所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 若竹会
所在地	岩手県宮古市和見町8番33号
電話番号	0193-65-9200
代表者氏名	理事長 及川 穰
設立年月	昭和50年3月24日

2. サービス提供事業所

事業所の種類	指定短期入所事業所 令和4年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	日中サービス支援型共同生活援助事業所 こっとん (岩手県第 0310200332 号)
事業所の所在地	岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6
連絡先	TEL 0193-65-8588 Fax 0193-65-8577
代表者氏名	所長 小泉 則之
サービス管理責任者	熊谷 昌子

しゅ じっしちいき 主たるサービスの実施地域	みやこし やまだまち いわいずみちやう たのはたむら た ちいき 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、その他の地域
しゅ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやう しや せいしんしやう しや しんたいしやう しや 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、 なんびやうかんじやとう 難病患者等
てい いん 定員	めい 1名
かいせつねんがつび 開設年月日	れいわ ねん がつ たち 令和4年4月1日
じぎやうしよ おこな 事業所が行っている ほか ぎやうむ 他の業務	にちちゆう しえん がたきやうどうせいかつえんじよじぎやう 日中 サービス支援型 共同 生活援助 事業

### 3. サービスの目的・運営方針

もく てき 目的	しょうがいしや きよたく かいご おこな もの しつべい た りゆう 障害者が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、 しょうがいしや しえん しせつ た しせつ たんきかん にゆうしよ ひつやう しょうがいしやなど 障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等 たい にゆうよく はいせつまた しよくじなど かいご にちじやうせいかつじやう しえん ていきやう に対し、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゆんしゆ た しやかいしげん れんけい はか つね りやうしや 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図りながら、常に利用者の い し じんかく そんちやう てきせい こま たんき にゆうしよ 意思と人格を尊重し、適正かつきめの細やかな短期入所 サービスの ていきやう おこな 提供を行います。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

ほん たい 本体	てつきん つくり かいだ の めんせき 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 478.74 m <sup>2</sup>
-------------	--

#### (2) 設備

せつび しゆるい 設備の種類	しつすう 室数	び 備	こう 考
じむしつ 事務室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備	
かみんしつ スタッフ仮眠室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備	

しよくいんこういしつ 職員更衣室	1	
トイレ 男性用 だんせいよう	1	すいせん 水洗
トイレ 女性用 じょせいよう	1	すいせん 水洗
しよくいん だんせいよう 職員トイレ男性用	1	すいせん 水洗
しよくいん じょせいよう 職員トイレ女性用	1	すいせん 水洗
だついしつ 脱衣室	1	かていようせんたくきかんび 家庭用洗濯機完備
よくしつ 浴室	1	
そうこ こ 倉庫・リネン庫	1	
キッチン	1	
はいぜんしつ 配膳室	1	
い ま しよくどう 居間・食堂	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備
きよしつ 居室	1	こしつ れいだんぼうかんび 個室 冷暖房完備、

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだ してい きじゆん じゆんしゆ いじよう しせつ せつび せつち  
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置  
 しています。

#### 5. サービス提供職員の配置状況 ていきやう しよくいん はいち じやうきやう

しよく しゆ 職 種	いんずう 員数	じやう きん 常 勤		ひじやうきん 非常勤		しよく たく 嘱 託	び こう 備 考
		せんじゆう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゆう 専 従	けんむ 兼 務		
しよちょう 所 長	1		1				
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	1	1					
じむいん 事 務 員	1	1					
せいかつしえんいん 生 活 支 援 員	5	5					
せわにん 世 話 人	3			3			
かんごし 看 護 師	1				1		

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだ してい きじゆん じゆんしゆ していしやうがいふくし  
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを

ていきやう しよくいん じやうき しよくしゆ しよくいん はいち  
 提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
所長	通常の勤務時間帯 10:00～17:00
サービス管理責任者	早番 6:30～15:30 日勤 8:00～17:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 16:00～ 9:00
事務員	通常の勤務時間帯 8:00～17:00
生活支援員	早番 6:30～15:30 日勤 8:00～17:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 16:00～9:00
世話人	早番 6:30～12:30 日勤 9:00～16:00 遅番 12:30～18:30
看護師	日勤 10:00～14:00

(イ) 営業日とサービス提供時間

営 業 日	年中無休
サービス提供時間	24時間対応

## 6. サービス提供の内容

### (1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじよ 相談及び援助	りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなど はあく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握 し、適切な相談、助言、援助等を行います。
ほご 保護	りようしゃ しんたい た じょうきょうおよ お かんきょう おう ひつよう 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要 な保護を行います。
かいご 介護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ せいよう こうい はいせつなどせいかつ 利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活 全般にわたる援助を行います。 ①入浴・排泄 必要に応じて介助や確認を行います。 ②起床・就寝 起床時間（6：30～）本人の意思を尊重します。 就寝時間（21：00～）本人の意思を尊重します。 ③着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ④整容 毎食後の歯磨き援助、洗面の援助確認等個性を尊重した適切 な整容を援助します。 ⑤生活のリズムを整えるような支援をします。
けんこうかんり 健康管理	にちじょうせいかつじょうひつよう どうやく た ひつよう かんり きろく 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を 行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて 健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>食事サービス</p>	<p>希望により食事の提供をします。</p> <p>食事時間</p> <p>朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～</p> <p>栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ食事を提供します。</p>	<p>朝・昼・夕食は実費</p> <p>*1食 370円</p>
<p>日常生活上必要となる諸経費</p>	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに、関わる費用をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</p> <p>④光熱水費</p>	<p>① 1日164円</p> <p>②、③、④は実費</p>

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

基本的なサービス料 (1日あたり)

(単位：円)

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
基本サービス料	923	784	648	583	509	509
短期利用加算	30					
処遇改善加算	1月につき+所定単位×159/1,000					

なお、定率負担は上記の表のとおりですが、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、負担上限額が障害福祉サービス受給者証に掲げられています。ご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し (キャンセル) する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。尚、サービス利用日の3日前までに申し出ない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料	1食あたり 370円
--------	------------

\*一般世帯の方に関しては、食事提供加算にかかる費用は全額負担していただきます。

#### (4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、24日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み

北日本銀行宮古支店 普通預金 7099586

口座名義 社会福祉法人 若竹会

#### 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の

求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の

終了後5年間保管します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整

や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意

(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名：          診療科：          主治医：          所在地：          電話番号：</p>
<p>緊急連絡先①</p>	<p>住所：          電話番号：          氏名：          続柄：</p>
<p>緊急連絡先②</p>	<p>住所：          電話番号：          氏名：          続柄：</p>

## 10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により、事業所の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人事故補償・対物事故補償等

## 11. 協力医療機関

医療機関の名称	みやこやまぐちびょういん 宮古山口病院		
医院長名	おいかわ あきら 及川 暁		
所在地	みやこしやまぐちごちようめ 宮古市山口五丁目3-20		
電話番号	0193-62-3945		
診療科	せいしんか ないか しか 精神科・内科・歯科	にゅう いん せつ び 入院設備	あり

## 12. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどのサービス利用に

関るご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の相談窓口で受け付けます。

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場か

ら当事業のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所へ

の苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

ご利用窓口及び行政機関その他苦情受付機関等

<p>当事業所ご利用相談窓口</p>	<p>・苦情解決責任者 所長 小泉 則之 ・窓口担当者 サービス管理責任者 熊谷 昌子 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 0193-65-8588 FAX 0193-65-8577 担当者が不在の場合は、事務員までお申し出ください。</p>
<p>第三者委員</p>	<p>岩手県立宮古恵風支援学校 校長 藤原 淳一 住所：宮古市崎山5-88 電話番号：0193-63-0410 NPO法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット 事務局 長 戸由 忍 住所：宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内 電話番号：0193-64-7878 伊藤 隆司 ・住所：宮古市 ・電話番号：</p>

<p>みやこしほけんふくしぶふくしか 宮古市保健福祉部福祉課</p>	<p>しよざいち みやこしみやまちいちちようめ ・所在地：宮古市宮町一丁目1-30</p> <p>でんわばんごう ・電話番号：0193-62-2111</p>
<p>いわてけんふくし 岩手県福祉サービス</p> <p>うんえいてきせいはいいんかい 運営適正化委員会</p>	<p>しよざいち いわてけんもりおかしさんぼんやなぎ ・所在地：岩手県盛岡市三本柳8-1-3</p> <p>でんわばんごう ・電話番号：019-637-8871</p>

### 13. 虐待防止について

とうじぎょうしよ りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし  
当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、  
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつおよ しょうがいしゃ じ しせつ ぎゃくたい  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び「障害者(児)施設における虐待  
ぼうし  
の防止について」に準じた取り扱いをするとともに、かき たいさく こう  
下記の対策を講じます。

ぎゃくたいぼうし かん せきにしや せんてい  
①虐待防止に関する責任者を選定しています。

せいねんこうけんせいど りよう しえん  
②成年後見制度の利用を支援します。

くじょうかいけつたいせい せいび  
③苦情解決体制を整備しています。

じゅうぎょうしゃ たい ぎゃくたいぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし  
④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

<p>ぎゃくたい ぼうし かん 虐待防止に関する</p> <p>そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>まどぐちたんどうしゃ かんりせきにしや くまがい まさこ ・窓口担当者：サービス管理責任者 熊谷 昌子</p> <p>ぎゃくたいぼうし かん せきにしや くまがい まさこ ・虐待防止に関する責任者：熊谷 昌子</p> <p>りようじかん げつ きんようび ・ご利用時間：9：00～17：00（月～金曜日）</p> <p>でんわばんごう ・電話番号：0193-65-8588</p> <p>ふあつくす ・FAX：0193-71-8577</p>
---	--

14. 第三者による評価の実施状況

だいさんしゃ ひょうか 第三者による評価	1. あり	じっしび 実施日	
		ひょうかきかんめいしょう 評価機関名称	
	けっか かいじ 結果の開示	1. あり 2. なし	
②. なし			

15. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ ほうじん ひじょうさいがいたうたいさく 別途に定める、消防計画書、法人の非常災害等対策  けいかくおよ じぎょうしょ ひじょうさいがいたいおう たい 計画及び、事業所の非常災害対応マニュアルにより対  おう 応いたします。
ぼうかかんりせきにんしゃ 防火管理責任者	かんりしゃ こいずみ のりゆき 管理者 小泉 則之
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ のつと ねん かい ひなん 別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・  ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆう どう とう あり ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有  も ほうちき あり ひじょうつうほうそうち あり ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有  とう ぼうえんせいのお もの しょう ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。  た かくせいき かいちゆうでんとうとう (その他、拡声器・懐中電灯等)

16. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 事業所内の設備や器具は、本来の用法にしたがってご利用  ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、  ばいしょう 賠償していただくことがあります。
------------------------	--

<p>きつ えん 喫 煙</p>	<p>してい ばしよ きつえん 指定の場所で喫煙してください。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきになん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理させていただきます。</p> <p>じ こ かんり りようしゃ きぼう 自己管理のできない利用者につきましては希望により</p> <p>じぎょうしょ かんり 事業所にて管理いたします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動・</p> <p>えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそ う しんこう じゆう た りようしゃ たい しゅう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗</p> <p>きょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>ぼうりよく こうしおよ めいわくこうい 暴力の行使及び迷惑行為</p> <p>きんし の禁止</p>	<p>たりようしゃおよ しょくいん たい ぼうりよく こうしおよ ぼうげん 他利用者及び職員に対しての暴力の行使及び暴言な</p> <p>えんかつ ていきょう さまた めいわくこうい ど、円滑なサービス提供を妨げるような迷惑行為などは</p> <p>きんし 禁止します。</p>

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

たんきにゆうしょじぎょう ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしょめん もと じゅうよう  
短期入所事業のサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要

じこう せつめい おこな  
事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい たんきにゆうしょじぎょうしょ  
事業所名：短期入所事業所 ことん

せつめいしゃしょくめい かんりせきにんしゃ しめい  
説明者職名：サービス管理責任者 氏名 印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしょ たんきにゆうしょじぎょう ていきょうおよ りよう  
私は、本書面に基づいて事業所から短期入所事業のサービスの提供及び利用に  
じゅうようじこう せつめい う どうい  
ついて重要事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃじゅうしょ  
利用者住所：\_\_\_\_\_

りようしゃ しめい  
利用者氏名：\_\_\_\_\_ 印

だいにんにじゅうしょ  
代理人住所：\_\_\_\_\_

だいにん しめい  
代理人氏名：\_\_\_\_\_ 印